

## 「川崎市総合福祉センターにお寄せいただいたご意見と回答」

平成28年10月～平成28年12月までに意見箱やホームページの意見募集欄等からお寄せいただいたご意見と回答（対応）です。

	ご意見要旨	回答（対応）
1	<p>トイレ清掃の際、小便器で用を足しているにも関わらず、トイレのドアを全開にしないでください。</p> <p>用を足しているのが丸見えです。トイレが済むまで待つなど、もう少しプライバシーに配慮してもらいたい。</p>	<p>当館のご利用に際し、大変ご不快な思いをされましたこと、深くお詫び申し上げます。</p> <p>トイレの清掃にあたって、ご利用になっているお客様がいらっしゃる場合、いったんドアを閉めて他の作業に移るか、お出になるまで待つことになっております。今回のご指摘はその作業指針が守られなかったものであり、大変ご迷惑をおかけいたしました。</p> <p>今後は作業指針のさらなる徹底を図り、皆さまに気持ちよく当館をご利用いただけますよう努力してまいります。</p> <p>この度のご指摘、誠にありがとうございました。</p>
2	<p>施設利用受付書（許可書）をワード文書で送っていただき、記入して、添付メールで送れるようにしてください。PDFだと記入できません。</p> <p>来年度分の受付書を6枚書かなければならない為、よろしく願いいたします。</p>	<p>毎々当館をご利用いただきましてありがとうございます。</p> <p>ワード文書にご記入いただき、メール添付にて利用申請ができないか、とのお問い合わせと存じます。</p> <p>現時点での当館施設のご利用受付は以下のようになっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1会議室、第2会議室、第3会議室</li> </ul> <p>利用日の3日前までは「ふれあいネットシステム」からのご予約のみ。それ以降は当館窓口又はFAXにより「施設利用受付書（許可書）」にてご利用お申込みを受け付けております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホール、大会議室、和室</li> </ul> <p>当館窓口又はFAXにより「施設利用受付書（許可書）」にてご利用お申込みを受け付けております。</p> <p>電子文書（メール添付を含む）により、または電子的に利用申請を行えることはお客様にとって利便性の高いものと承知いたしておりますが、現時点では業務体制やシステム上対応が難しい次第です。</p> <p>なお、施設利用受付書（許可書）の共通部分をお書き頂いたのち、それをコピーしたものに必要部分を追記してご利用いただくことは可能です。</p> <p>ご不便をおかけいたしますが、ご意見・ご要望につきましては今後の業務改善の参考にさせていただきたいと存じます。ありがとうございました。</p>

<p>3</p>	<p>エポックなかはらの使用料金は、入場料の額によって変わっています。</p> <p>現状、1000 円から使用料金が変わるのですが、現在使用料金がかわらないよう入場料 999 円で行なっている団体も数多くあり、その団体もつり銭の 1 円を用意するのが大変な状態だと想像がつかます。現在、銀行で両替をすると手数料がかかります。1 円を 500 枚用意するのに 608 円かかる状態です。</p> <p>これではよくないのではないのでしょうか。</p> <p>そこで使用料金を 1000 円まで、1001 円からという風にして、利用者がもっとコンパクトに運用できる方向へ持っていったら良いのではないのでしょうか。</p>	<p>当館のご利用につきご意見ご要望を賜りまして、ありがとうございます。</p> <p>ご指摘の入場料金と増額の割合の規定は、「川崎市総合福祉センター条例」に定められております。</p> <p>条例は川崎市議会で議決され施行されるものです。当館の指定管理者である私ども川崎市社会福祉協議会は、その条例にしたがって運用させていただいている所でございます。</p> <p>以上のような事情で、ご指摘の内容について当館は規定の変更などを行う立場にはございませんが、ご意見については川崎市所管部署へお知らせするとともに、記録に残し今後に役立たせていただきたいと存じます。</p>
<p>4</p>	<p>第 3 会議室の壁掛け時計の位置を変更していただきたい。</p> <p>プロジェクタスクリーンの真裏にあり、スクリーンを下しているとまったく見えない位置にあります。</p>	<p>当館のご利用にあたって、ご不便をおかけしておりましたこと、誠に申し訳ございません。</p> <p>第 3 会議室の時計は、1 階の親時計によって集中制御される子時計になっております。そのため位置を移動する場合、電気配線の移動を伴う相当の工事が必要となります。</p> <p>そこで、現在の時計を撤去し、独立した電波時計を窓側の壁に設置いたしました。座席によってはやや見辛い場所となりますが、電波受信の関係上上記の場所となったものです。何卒ご了承いただければと存じます。</p> <p>この度のご要望、ありがとうございました。</p>